

公 募 実 施 要 領

【自動販売機設置に係る公園施設設置許可】

公募受付期間

自：令和 8 年 10 月 20 日（火）

至：令和 8 年 1 1 月 2 日（月）

大和高田市環境建設部都市計画課

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設に該当します。大和高田市の都市公園において、都市公園を管理する者以外の者が公園施設を設置しようとするときは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づき設置許可を受けなければならないとされており、当該許可の申請を行うことができる者を公募により決定します。

本公募は、最も高い金額（最低使用料以上）の使用料を提案した者を、公園施設設置許可申請候補者（以下「候補者」という。）とします。本件については、関係法令に定めるもののほか、この公募実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとします。

公募に参加される方は、次に示した事項を熟知の上、提案しなければなりません。

1 公募内容

設置事業者は、公募対象都市公園の設置場所全てに各種条件に則した自動販売機を設置してください。また、各設置場所には個別の設置条件を設けている場合がありますので注意してください。

物件 番号	公募対象都市公園	設置場所	設置 面積 (㎡)	設置 台数	最低使用料 (月額・税抜き)
1	大中公園 (大字大中 183 番地)	南東出入口	1.92	1	50,000 円
2		南西出入口	1.92	1	

※詳しくは、本書「3 自動販売機の設置の許可条件等」に記載しています。

※都市公園においては、原則ごみ箱は設置しないこととしているため、自動販売機に併設する回収ボックスの設置は不要とします。しかし、設置後、回収ボックスが必要と判断したときは、設置場所に必要数を設置してもらいます。この場合、設置事業者は、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わずその責任において適切に回収処分してください。併せて、周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保ってください。

※自動販売機2台は、違うメーカーのもの（M I X機等）でも可とします。

《注意事項》

- (1) 公募説明会及び現地説明会は実施しません。設置場所については、各自で現地確認をお願いします。
- (2) 設置面積は、自動販売機の面積（自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。）及び回収ボックスの面積の合計です。
- (3) 自動販売機の設置場所、直近売上高等の個別条件については、「(別記) 共通仕様書及び使用物件一覧」を参照してください。
- (4) 公募は自動販売機2台を一括りとします。（公園施設設置許可は2台まとめて行います。）

- (5) 最低使用料（月額）を使用料の額の最低額とします。
- (6) 最低使用料は、一月の使用料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (7) 最低使用料は、光熱費（電気料金）等を除いた額です。

2 公募参加資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り公募参加することができます。

- (1) 本公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む。）に自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有すること。
- (2) 国税及び市税（本店所在地における市町村税）が未納でないこと。
- (3) 本公告の日から候補者の決定の日までの間に、国、奈良県又は大和高田市において、入札参加資格停止の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、団体及び当該団体の役職員が処分の対象となっていないこと。

3 自動販売機の設置の許可条件等

(1) 使用料等

①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条の規定に基づき、公園施設設置及び管理許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

②使用許可の期間

使用許可の期間（許可日）令和9年1月1日から令和14年12月31日までとします。

※この期間には、設置及び撤去に要する期間を含みます。

※設置事業者は、貸付期間中、継続的に自動販売機（規定台数）を設置しなければなりません。

※設置期間の更新は、行いません。

③使用料

提案金額に基づき、各年度ごとの年額とします。

※支払方法は、年度ごとの「分割納付」による前払いであり、大和高田市が発行する納付書兼領収書により、指定する期日までに大和高田市指定金融機関に納付しなければなりません。

※自己都合による撤去について、既納の使用料は返還しません。

④光熱費（電気料金）

設置事業者は、自己の負担において自動販売機の電気使用量を計測する電気計器（子メータ）を設置し、月ごとにその電気使用量を報告し、大和高田市が算定する光熱費（電気料金）を指定する期限までに全額納付してください。（単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。）

※支払方法は、月額払いとし、大和高田市が発行する納入通知書により、指定する期日までに大和高田市指定金融機関に納付しなければなりません。

⑤その他必要経費等 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

（２）その他設置条件等

「（別記）共通仕様書及び設置物件一覧」を参照してください。

4 公募参加申込みの方法

本件に係る公募に参加しようとする者は、提出期間内に下記の必要書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。

（１）提出書類（各１部）

①（様式１）公募参加申込書

②（様式２）委任状兼使用印鑑届

※本公募その他契約の履行に関することを支店等に委任するとき

③（様式３）誓約書

④設置する自動販売機のカatalog（年間消費電力量記載のもの）

⑤法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

⑥印鑑証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

⑦国税及び市税の未納がないことの証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

《国税》納税証明書（様式その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

《市税》直近２年分の法人市民税の納税証明書〔本店又は支店等の所在地における市町村で証明〕

※支店等の代理人が本公募に申込みを行う場合は、本店及び支店等の納税証明書が必要となります。

※本店又は支店等の所在地が大和高田市の場合、納税証明書を提出する必要はありません。

ませんが、(様式1) 公募参加申込書を提出することで大和高田市が市税の納税状況を確認することに同意するものとします。

- ⑧公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体(独立行政法人を含む。)に自ら管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

※申込書等の提出は、1法人につき1通とします。

※提出書類は、返却しません。

※公園施設設置許可は、「(様式1) 公募参加申込書」に記載された名義でしか行いませんので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。また、代表者印を押印し、提案書等の関係書類は全て同一の印鑑を使用してください。

※公募参加申込みを辞退する場合は、「(様式4) 公募参加辞退届」を令和8年11月9日(月)までに、持参により提出してください。

- (2) 提出期間 令和8年10月20日(火)から令和8年11月2日(月)まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便)に限ります。

※持参の場合は、大和高田市都市計画課に、令和8年10月20日(火)から令和8年11月2日(月)の午前9時から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)に提出してください。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便にて、下記(4)の提出先まで郵送してください。(郵送に係る費用は、申込者の負担とします。)郵便物の必着期限は、令和8年11月2日(月)です。この必着期限を過ぎたものは受付できません。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- (4) 提出先 〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所都市計画課

5 質疑応答

- (1) 提出期間 令和8年10月20日(火)から令和8年11月16日(月)
午後5時まで

- (2) 提出先 大和高田市役所 都市計画課公園係

- (3) 提出方法 「(様式5) 質疑書」に記入の上、電子メールに添付して送信してください。

※送信先メールアドレス tokei@city.yamatotakada.nara.jp

※メールの件名は、「質疑書(自販機公募)」としてください。

- (4) 回答 質問ごとに、随時、大和高田市ホームページ

(URL:https://www.city.yamatotakada.nara.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/8869.html)で公開します。なお、個別には回答しません。また、最終回答は、令和8年11月18日(水)とします。

- (5) 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受付しません。

6 公募参加資格の確認通知

公募参加資格の確認通知は、申込書等の提出後に随時行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

- (1) 通知(郵送) 令和8年11月4日(水)までに行います。
- (2) 公募参加資格を認めた場合の通知
参加資格を認めた者に対しては、公募参加資格確認通知書を送付します。
- (3) 公募参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

7 提案書の提出等

提案書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。

(1) 提案について

- ※「(様式6) 提案書」に必要事項を記入し、大和高田市が公募参加者に送付した郵便提案用封筒(公募参加資格確認通知書に同封しています。)に封入してください。
- ※提案金額は、自動販売機2台分の一月の使用料とし、消費税及び地方消費税を含まないものとします。最も高い金額(最低使用料以上)の使用料の提案をされた方を、候補者とします。

(2) 受付期間 令和8年11月9日(月)から令和8年11月24日(火)まで ※受付期間内での必着となります。

- ※受付期限の翌日以降に到着した提案書は無効とします。また、郵便事故等により提案書が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(3) 提出方法 郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便)に限ります。

- ※郵送に係る費用は、提案者の負担とします。なお、これ以外の方法により提案書を提出した場合は、提案無効となりますのでご注意ください。

(4) 郵送先 〒635-8799

大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
大和高田市役所都市計画課

(5) その他

- ※一度提出した提案書については、これの書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ※提案者は公募参加申込書に記載された名義となります。
- ※提案を辞退する場合は、「(様式7) 提案辞退届」を令和8年11月24日(火)までに、持参により提出してください。

8 審査の日時及び場所

審査は、次のとおり行います。

(1) 審査日時 令和8年11月26日(木)午前10時

※災害その他やむを得ない理由があるときは、審査の延期等を行うことがあります。

(2) 審査場所 大和高田市役所 3階会議室1

(3) 審査結果等の公表

審査結果等は、後日、大和高田市ホームページで公表します。

(4) 審査の立会について

※立会を希望する場合は、所定の時刻の5分前までに審査場所にお越しください。

所定の時刻に遅れた場合は、入室することはできません。

※審査時間中の途中退出は認めません。

※代理による立会を行おうとする場合には、「(様式8)立会委任状」を提出してください。

9 公募の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

(1) 実施要領に記載する2の公募参加資格のない者のした提案

(2) 提案書に記名押印を欠く提案

(3) 提案書の重要な文字の脱落などにより必要な事項を確認できない提案

(4) 提案書記載の金額を加除訂正した提案

(5) 同一提案者がなした同一事項についての2以上の提案

(6) 提案に際して公正な公募の執行を害する行為があったと認められる提案

(7) その他、実施要領に違反した提案

10 候補者の決定方法等

(1) 審査の立会については、本書「8 審査の日時及び場所」の(4)のとおりです。提案者又はその代理人が立ち会わないときは、審査執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(2) 提案者又はその代理人は、審査場所に入場しようとするときは、審査執行職員に身分証明書等を提示しなければなりません。

(3) 有効な提案を行った者の内、提案書に記載された金額が、大和高田市が定める最低使用料以上でかつ最高の金額をもって提案した者を候補者とします。

(4) 候補者となるべき同金額の提案者が2人以上ある場合は、後日「くじ」により候補者を決定します。

(5) 審査に立会う場合は、下記書類等をご持参ください。

①審査に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

②代理人による場合、「(様式8)立会委任状」

(6) 候補者が、令和 8 年 12 月 2 日（水）までに公園施設設置許可申請書を提出しないときは、その提案は無効とします。

11 候補者決定通知

候補者が決定された場合は、直ちに口頭で候補者に通知します。なお、候補者、提案金額等を大和高田市ホームページで公表します。

12 その他

(1) 公募の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 本書に定めのない事項は、日本国の法令、大和高田市公園条例（昭和 39 年条例第 60 号）及び大和高田市公園条例施行規則（平成 17 規則第 39 号）等の定めるところによります。

(3) 提出書類に押印する印鑑は、印鑑証明書に基づく代表者印を使用してください

(4) 公園施設設置許可の取消事由等 次のいずれかに該当する場合は、公園施設設置許可を取り消すことがあります。なお、公園施設設置許可の取消しにより設置事業者に損失が生じてもこれを補償しません。

①設置場所を公用又は公共用に供するために必要が生じたとき。

②許可条件に違反する行為があると認められるとき。

③設置事業者が本書「2 公募参加資格」に該当しなくなったとき。

13 お問い合わせ先

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 都市計画課

電話番号 0745-22-1101

メールアドレス tokei@city.yamatotakada.nara.jp